2 2016 February

Nabeshima Labor Management

夜勤と宿直について

宿直と夜勤について、それぞれ取り扱いに違いがあり、またルールも定められています。
今回は、主なポイントである　①労働時間　②勤務内容　③許可制　の３つを取り上げてみます。

①　労働時間

夜　勤 → 夜間の時間帯に、通常の労働をすることで、あくまでも労働時間として取り扱う必要があります。 → 割増賃金の対象になります。

宿　直 → 労働基準法施行規則に規定する「断続的な宿直業務」をいい、労働時間、休憩、深夜に関する労働基準法の規定が適用除外になります。 → 割増賃金の対象になりません。

②　勤務内容

Q 夜間でも通常勤務と比べて軽い業務であれば、宿直と取り扱っても構いませんか？
A 宿直とは、実態としてほとんど労働する必要のない勤務のことです。

通常勤務と比べて軽い業務でも・・・ → ~~宿　直~~

①待機　②定期巡回　③電話・文書の収受　④火災・盗難予防
⑤緊急時の管理者・責任者への連絡等 → 宿　直

夜勤者と宿直者の両方が同時に勤務しているような場合には、夜勤者が行うべき通常業務を、安易に宿直者に依頼することのないよう注意が必要です。

③　許可制

夜　勤 → 労働基準監督署長の許可や回数・業務内容の制限等の規制はありません。

宿　直 → 労働基準監督署長の許可が必要です！また回数の制限もあり、勤務の実態が分かる日報・賃金台帳・睡眠設備がある部屋の見取り図・その他必要な書を提出後、現地調査が行われます。

（一般的許可基準）
1　勤務の態様
・常態としてほとんど労働する必要のない勤務
・原則として、通常の労働の継続は許可しない
2　宿日直手当
・１日又は１回につき、宿日直勤務を行う者に支払われる賃金の１日平均額の１／３以上
3　宿日直の回数
・宿直については週１回、日直については月１回を限度
4　その他
・宿直については、相当の睡眠設備の設置

宿日直手当は、１回につき 4000 円まで非課税となります。

許可を受けた宿直であっても、許可後に状況が変わって、１人の労働者が週に２回以上宿直に従事していたり、急患対応等の通常業務が頻繁に行われるようになっている場合には、許可が取り消され、通常の労働時間としてカウントする必要が出てくる場合がありますので、注意が必要です。

また、「当直」という呼び名での夜間勤務が行われていますが、宿直勤務として労働時間のカウントから除外する場合は、やはり所轄労働基準監督署長の許可が必要です。

Q 夜勤でも、仮眠時間を設ければ、その間は休憩時間としても構いませんか？

A 仮眠中でも、警報、電話、緊急対応すること等が義務付けられていれば、労働時間となる可能性があります。

現実には、作業に従事していなくとも、要求があればいつでも就労できる状態で待機している時間を「手待ち時間」といい、これだけでは、会社からの指揮命令から離脱しているということにはなりません。当該時間については、労働者が労働から離れることを保障されて初めて指揮命令下に置かれていないとなります。よって場合によっては、労働時間となる可能性があります。その場合、夜勤であれば割増賃金が必要です。

《筆者：黒澤》

お知らせ

◆国民年金の納め忘れがある方◆

平成２７年１０月から、国民年金保険料の後納制度を利用できる期間が過去１０年から５年に変わりました。期間は、平成２７年１０月から平成３０年９月までの３年間に限ります。過去２年以内の未納分については、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です。

自然との共生

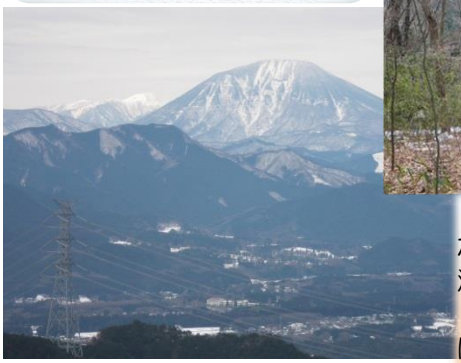

足慣らしに地元の「古賀志山」を歩き始めていますが、残雪が残っておりアイゼンを持たなかったのが不注意でした。何とか転ばずに 4 時間ほど歩いてきました。通常なら 27000 歩ぐらいは歩くのですが浅はかでした。反省しています。

わたしのひとこと

年金事務所の総合調査が４年に一度ということ。県外を問わずで、厚労省からの通達事項の様です。今行われている調査は２通りの方法です。まず**未適事業所**、これは法人事業所で雇用の実態があるにも係わらず適用のない事業所です。すでに**適用になっている事業所**では、実態に不備がないかどうかの調査です。パート労働者（週 30 時間以上）の適用、入社時での加入、給与額の確認等が行われます。毎月の「源泉支払い調書」および諸帳簿が求められます。これは「社会保障と税の一体改革」の一環なのですが、中小規模事業所の約半数以上が黒字の経営に至っていない状況下で、この高い保険料を納付することが可能かどうか疑問を抱いています。何とも納得のいかない現状に一抹の不安を感じます。現実は厳しいですね・・・

鍋　島　勝　子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人　鍋島事務所

〒321－0923　宇都宮市下栗町２７５０－２

TEL：028－635－9752　FAX：028－635－9298

ホームページ　http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp